

令和6年度

# 事 業 概 要



郡山市食肉衛生検査所



## 目 次

### I 検査所の概要

1 郡山市の概要	1
2 郡山市食肉衛生検査所案内図	1
3 検査所の概要	2
4 組織機構	2
5 食肉衛生検査所事務分掌	3
6 特殊勤務手当	3
7 と畜検査手数料	4
8 食鳥処理関係手数料	5
9 年度別歳入・歳出状況	6
10 使用検査機器一覧	7

### II 検査業務の概要

1 と畜検査業務の概要	9
2 と畜検査頭数	10
3 と畜検査結果頭数	11
4 精密検査業務の概要	16
5 精密検査実施状況	18

### III 衛生指導業務の概要

1 と畜場の衛生管理体制の整備	22
2 情報還元（フィードバック）事業	23
3 実務研修、視察、見学等の受け入れ	23

### IV 食鳥処理事業の概要

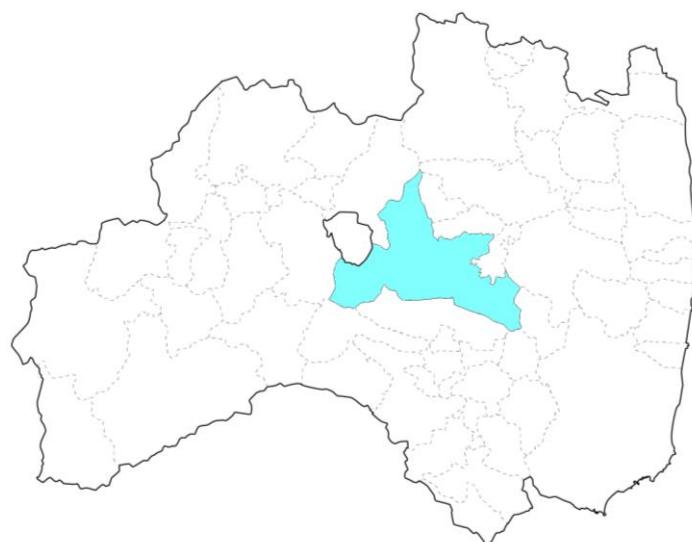
1 認定小規模食鳥処理場の概要	24
-----------------	----

### V 研修・会議等への参加状況

1 研修・会議等への参加状況	25
2 調査研究発表状況	25

# I 検査所の概要

## 1 郡山市の概要



面 積 757.20 (km<sup>2</sup>)

人 口 317,263 (人)

世帯数 144,152 (世帯)

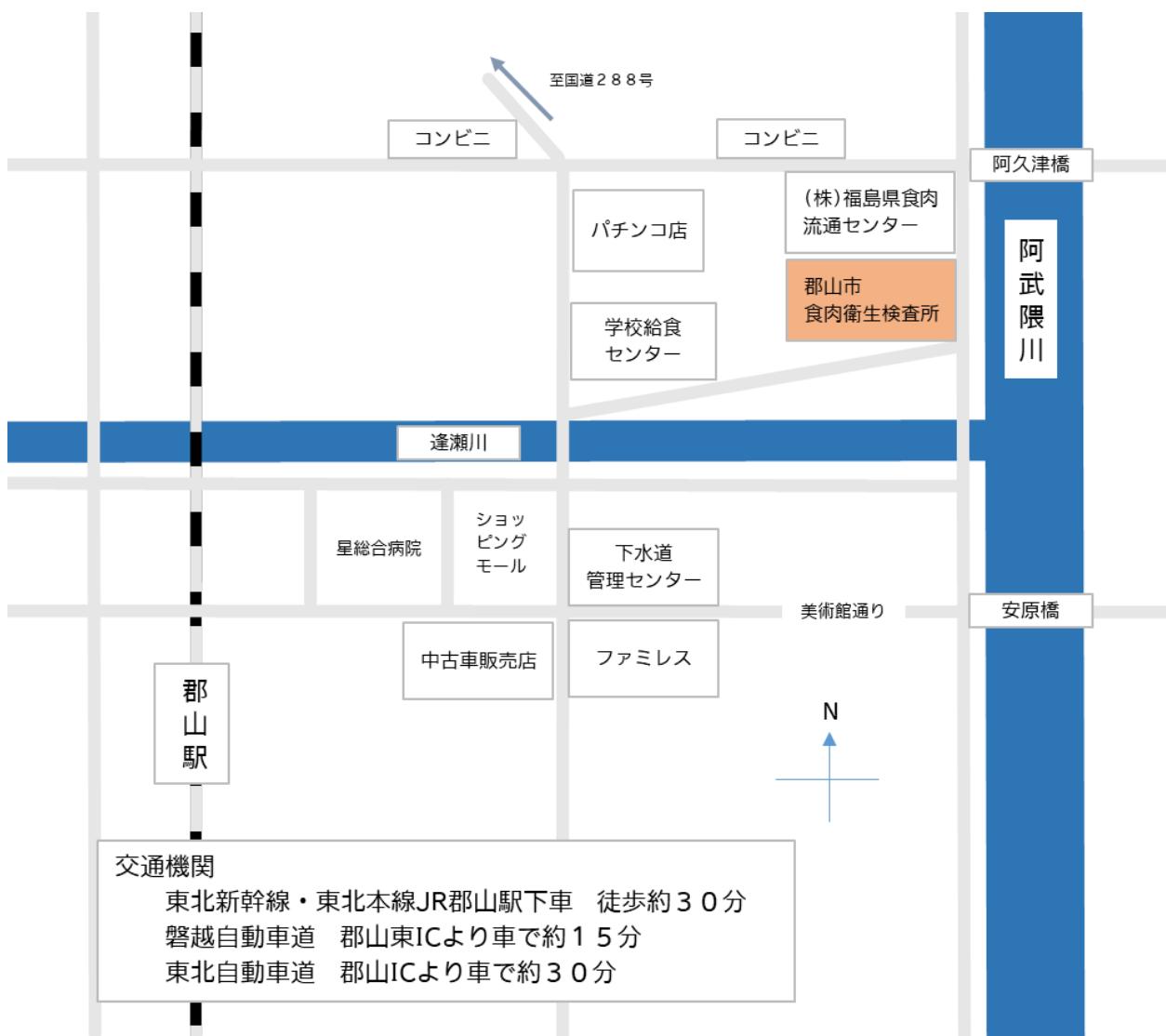
令和7年4月1日現在

市の花 ハナカツミ

市の木 ヤマザクラ

市の鳥 カッコウ

## 2 郡山市食肉衛生検査所案内図



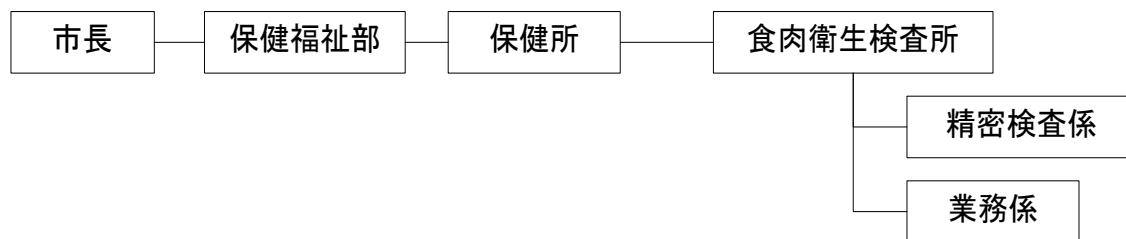
### 3 検査所の概要

昭和 55 年 4 月 1 日 福島県食肉衛生検査所発足  
平成 9 年 4 月 1 日 郡山市の中核市指定に伴い、福島県から郡山市に移管

(1)名 称 郡山市食肉衛生検査所  
(2)所 在 地 福島県郡山市富久山町久保田字古垣 95-2  
TEL:024-943-5022 FAX:024-943-3737  
(3)敷地面積 2,348.06 m<sup>2</sup>  
(4)事務所棟 鉄筋コンクリート造 2階建 568.20 m<sup>2</sup>  
1階 274.20 m<sup>2</sup>  
2階 276.00 m<sup>2</sup>  
塔屋 18.00 m<sup>2</sup>  
車庫・倉庫・実験動物棟 鉄骨造 平屋建 44.00 m<sup>2</sup>

### 4 組織機構

#### (1) 機構



#### (2)職員構成

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	所長	次長	精密検査係	業務係	その他	合計
所長 (技術吏員)	1					1
次長 (技術吏員)		1				1
主任技査 (技術吏員)				1		1
係長 (技術吏員)			(1) ※1	(1) ※2		
主任 (事務吏員)			1			1
主任 (技術吏員)			2	2		4
技査 (技術吏員)			2	5		7
獣医技師 (技術吏員)				1		1
小計	1	1	5	9		16
会計年度職員					4	4
職員総数	1	1	5	9	4	20

※1 次長兼務のため累計から除外

※2 主任技査兼務のため累計から除外

## 5 食肉衛生検査所事務分掌

郡山市保健所設置条例施行規則（抜粋）別表（第14条関係）

- (1) と畜検査業務に必要な獣疫検査に関すること。
- (2) と畜検査統計に関すること。
- (3) 食鳥処理事業に関すること。
- (4) と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。
- (5) と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育に関すること。
- (6) と畜場内及び食鳥処理場内の食肉衛生に関すること。
- (7) と畜検査に係る一般検査に関すること。
- (8) 検査所の予算、決算その他の庶務に関すること。

## 6 特殊勤務手当

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）別表（第2条関係）

手当名	支給範囲	支給額
食肉衛生検査所勤務職員の手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	勤務 1月につき 6,000円
	と畜の解体検査に従事した職員	勤務 1日につき 1,200円
感染症予防作業等従事職員の手当	保健所及び食肉衛生検査所に勤務する職員で病理試験又は細菌検査の業務に従事したもの	勤務 1日につき 600円

\* 該当する業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、別表に定める額の100分の60に相当する額の手当を支給する。（第4条関係）

## 7 と畜検査手数料

### 郡山市と畜場法施行条例（抜粋）（第1条、第3条関係）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号の規定に基づく基準並びにと畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）第4条第2項及び第14条第1項から第4項までに規定する事務につき徴収する手数料に関する必要な事項を定めるものとする。

#### （手数料）

第3条 法第4条第2項の規定による許可又は第14条第1項から第4項までの規定による検査（以下「許可等」という。）の手数料は、次の表の左欄に掲げる許可等の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

許可等の区分	手数料の名称	単位	金額	
法第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可	一般と畜場設置許可申請手数料	1件	22,000円	
法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件	10,000円	
法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	1歳以上の牛及び馬 1歳未満の牛及び馬 豚 めん羊及び山羊	1頭 1頭 1頭 1頭	1,000円 600円 380円 200円

## 8 食鳥処理関係手数料

### 郡山市手数料条例（抜粋）（第1条、第2条関係）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき特定の者のためにする事務につき徴収する手数料に関し、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （手数料を徴収する事務、手数料の金額等）

第2条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

#### 別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

手数料を徴収する事務	名称	単位	金額
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	1件	19,000円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	1件	10,000円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽	4円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第16条第1項の規定に基づく確認規定の認定の申請に対する審査	確認規定認定申請手数料	1件	5,500円
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第16条第2項の規定に基づく確認規定の変更の認定の申請に対する審査	確認規定変更認定申請手数料	1件	2,300円

## 9 年度別歳入・歳出状況

《歳入》

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
と畜検査手数料	77,276,120	80,246,000	79,746,000
証明手数料	8,000	9,000	9,000
食鳥処理事業許可申請等手数料	0	0	0
保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金	1,948,000	1,479,000	4,677,000
合 計	79,232,120	81,734,000	84,432,000

《歳出》

単位：円

歳出科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理事務費	8 旅費	3,250	469,100
	10 需用費	3,624,087	3,727,931
	11 役務費	290,624	234,250
	12 委託料	1,475,012	1,329,900
	13 使用料及び 賃借料	225,405	225,405
	26 公課費	0	8,800
改 修 費	14 工事請負費	0	0
検査事業費	10 需用費	8,912,995	9,449,162
	11 役務費	1,147,021	1,507,563
	12 委託料	3,191,810	3,362,122
	13 使用料及び 賃借料	5,620,560	5,296,830
	17 備品購入費	4,319,700	2,884,200
	18 負担金補助 及び交付金	22,600	43,100
合 計	28,833,064	28,538,373	39,768,648

※ 旅費は会計年度任用職員の通勤手当及び先進地視察分を含む。

## 10 使用検査機器一覧

### (1) 細菌検査用

品 目	数量	品 目	数量
D N A增幅装置	2	遠心機	1
電気泳動パターン解析装置	1	ストマッカー	3
電気泳動装置	3	電子天秤	1
アルミブロック恒温槽	1	ふ卵器	4
薬用保冷庫	1	恒温水槽	1
薬用冷蔵ショーケース	1	恒温振盪培養器	1
冷凍庫	1	乾熱滅菌器	1
冷凍冷蔵庫	1	安全キャビネット	1
実体顕微鏡	1	クリーンベンチ	1
撮影装置付生物顕微鏡	1	低恒温バケット	1

### (2) 病理検査用

品 目	数量	品 目	数量
密閉式自動固定包埋装置	1	デジタル一眼レフカメラ	1
パラフィン包埋ブロック作製装置	1	パラフィン伸展器	1
卓上型ツツユブル換気装置	1	卓上排気装置	1
滑走式ミクロトーム	1	組織固定用振とう器	1
凍結切片作製装置	1	パラフィン熔融器	1
生物顕微鏡	1	薬用冷蔵ショーケース	1
落射蛍光顕微鏡	1	ふ卵器	1
顕微鏡用デジタルカメラ	2	湯浴式パラフィン伸展器	1
標本撮影装置	1		

(3) 理化学検査用

品 目	数量	品 目	数量
LC/MS/MSシステム	1	ホモジナイザー	2
ガスクロマトグラフ	1	遠心機	3
純水製造装置	1	ドラフトチャンバー	1
分光光度計	1	薬用冷蔵ショーケース	1
減圧乾固システム	1	pHメーター	1
生化学自動分析装置	1	ふ卵器	1
バキュームポンプ	2	超低温フリーザー	1
電子天秤	2	超音波洗浄器	2
マグネチックスターラー	1	医療用乾燥機	1
振とう器	1	試験管ミキサー	3

(4) TSE 検査用

品 目	数量	品 目	数量
安全キャビネット	1	マイクロプレートウォッシャー	1
マイクロプレートリーダー	1	ポータブル天秤	2
インキュベーター	1	オートクレーブ(135℃滅菌対応)	1
薬用冷蔵ショーケース	1	多検体細胞破碎機	1
アルミブロック恒温槽	2	高速遠心機	2

(5) その他共用

品 目	数量	品 目	数量
排水処理装置	1	ルミノメーター	1
洗浄器	1	プロジェクター	1
オートクレーブ	1	作業用無線機一式 (子機10台)	1

(6) 放射性物質スクリーニング検査用

品 目	数量
食品放射能測定システム	2

## II 検査業務の概要

## 1 と畜検査業務の概要

### (1) と畜検査頭数

令和6年度の総検査頭数は、201,987頭（牛3,553頭、1歳未満の牛9頭、馬334頭、豚197,936頭、めん羊155頭、山羊0頭）であった。総検査頭数は、前年度比97.4%であった。開場日数は246日で、1日当たりの平均検査頭数は、牛14.4頭、馬1.4頭、豚804.6頭、めん羊0.6頭であった。

### (2) と畜検査の結果に基づく処分状況

#### ア とさつ禁止・全部廃棄状況

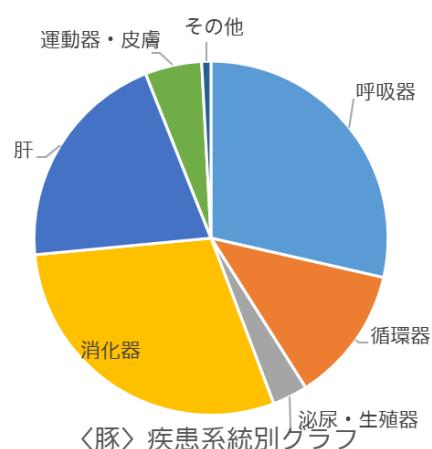
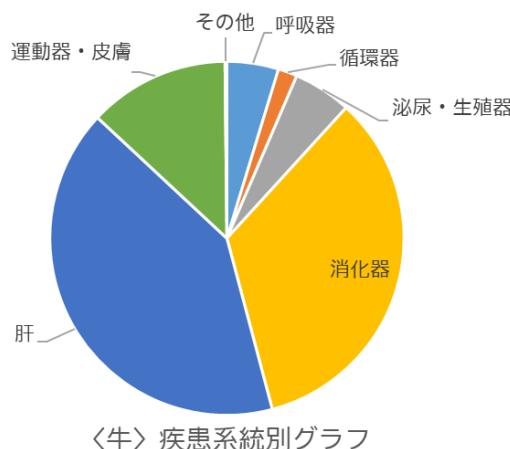
令和6年度は、とさつ禁止措置はなかった。全部廃棄頭数は141頭（牛48頭、1歳未満の牛2頭、豚91頭）であり、前年度193頭（牛59頭、1歳未満の牛2頭、豚132頭）と比較して73.1%となり、総検査頭数に占める全部廃棄頭数の比率は0.07%であった。これを原因疾病別に見ると、牛では、牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病）22頭、高度の水腫17頭、尿毒症4頭、敗血症5頭であった。豚では、敗血症52頭、膿毒症5頭、全身性筋変性13頭、豚丹毒11頭、高度の水腫4頭、高度の黄疸3頭、全身性腫瘍3頭であった。

#### イ 一部廃棄状況

一部廃棄実頭数は、66,458頭（各一部廃棄実頭数は牛1,544頭、1歳未満の牛4頭、馬10頭、豚64,886頭、めん羊14頭）であった。

牛における一部廃棄総件数は、2,337件であり、肝炎、肝斑状出血などの肝疾患が41.1%と最も多く、次いで大腸炎などの消化器疾患が34.1%であった。

豚における一部廃棄総件数は、81,562件であり、胃炎、小腸炎、大腸炎などの消化器疾患が29.3%と最も多く、続いてMPS、胸膜炎、肺膿瘍などの呼吸器疾患が28.6%、肝間質炎、肝包膜炎、肝炎などの肝疾患が20.5%であった。



## 2 と畜検査頭数

### (1) 年度別と畜検査頭数及び稼働日数

(単位：頭)

畜種 年度	牛			1歳 未満 の牛	馬	豚	めん 羊	山羊	合計	稼働 日数
	肉用種	乳用種	計							
平成 26	3,044	1,073	4,117	11	648	177,073	35	0	181,884	247
平成 27	2,817	952	3,769	7	555	180,042	42	2	184,417	244
平成 28	2,756	860	3,616	10	398	190,298	63	1	194,386	246
平成 29	2,501	910	3,411	8	377	198,823	40	0	202,659	244
平成 30	2,742	944	3,686	12	374	200,767	57	0	204,896	245
令和元	2,559	957	3,516	9	366	202,498	68	0	206,457	244
令和 2	2,755	1,191	3,946	6	347	204,246	82	1	208,628	246
令和 3	2,635	994	3,629	11	368	206,325	113	0	210,446	245
令和 4	2,795	861	3,656	10	363	192,664	194	0	196,887	245
令和 5	2,707	575	3,282	8	325	203,608	200	1	207,424	246
令和 6	3,099	454	3,553	9	334	197,936	155	0	201,987	246

### (2) 令和 6 年度月別と畜検査頭数及び稼働日数

(単位：頭)

畜種 月	牛			1歳 未満 の牛	馬	豚	めん 羊	山羊	合計	稼働 日数
	肉用種	乳用種	計							
4月	273	37	310	2	29	17,301	19	0	17,661	21
5月	226	36	262	1	21	16,403	17	0	16,704	21
6月	222	37	259	0	23	14,920	18	0	15,220	19
7月	288	46	334	0	32	15,676	21	0	16,063	21
8月	228	20	248	1	33	15,168	16	0	15,466	20
9月	320	29	349	1	26	15,596	14	0	15,986	20
10月	264	44	308	0	32	17,792	13	0	18,145	22
11月	378	49	427	1	29	17,470	7	0	17,934	21
12月	230	41	271	0	40	17,491	8	0	17,810	20
1月	236	44	280	0	23	17,836	6	0	18,145	21
2月	205	33	238	2	23	15,575	8	0	15,846	19
3月	229	38	267	1	23	16,708	8	0	17,007	21
合計	3,099	454	3,553	9	334	197,936	155	0	201,987	246

### 3 と畜検査結果頭数

#### (1) と畜場内とさつ頭数及び獸畜のとさつ解体禁止または廃棄したもの的原因

と畜頭数	廃棄実頭数	細菌病						原虫病						寄生虫病						その他の疾患						総数
		サルモネラ症	炭疽	豚丹毒	結核	ブルセラ症	放線菌病	破傷風	その他	膝熱	その他	ジストマ病	のう虫病	その他	臓毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒	炎症	炎症による汚染	変性又は萎縮	その他	
牛 3,553	1,544	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	48	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	5	4	0	17	0	0	0	0	0	0	48
		一部廃棄																								1,848
ヒツ 9	4	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
		一部廃棄																								7
馬 334	10	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄																								11
豚 197,936	64,886	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	91	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	52	0	3	4	3	0	0	13	0	91
		一部廃棄																								65,601
めん羊 155	14	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄																								15
山羊 0	0	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄																								0

(2) とさつ禁止・全部廃棄頭数

( ) 内は病畜搬入を示す

畜種 月	牛		1歳未満の牛		馬		豚		めん羊	山羊	合計		とさつ 禁止
4月	3	(2)	0	(0)	0	(0)	10	(0)	0	0	13	(2)	0
5月	3	(0)	1	(1)	0	(0)	3	(0)	0	0	7	(1)	0
6月	3	(1)	0	(0)	0	(0)	9	(0)	0	0	12	(1)	0
7月	4	(4)	0	(0)	0	(0)	10	(0)	0	0	14	(4)	0
8月	5	(4)	0	(0)	0	(0)	7	(0)	0	0	12	(4)	0
9月	5	(2)	1	(1)	0	(0)	9	(0)	0	0	15	(3)	0
10月	2	(2)	0	(0)	0	(0)	7	(0)	0	0	9	(2)	0
11月	2	(2)	0	(0)	0	(0)	11	(0)	0	0	13	(2)	0
12月	6	(4)	0	(0)	0	(0)	5	(0)	0	0	11	(4)	0
1月	5	(5)	0	(0)	0	(0)	6	(0)	0	0	11	(5)	0
2月	3	(2)	0	(0)	0	(0)	9	(0)	0	0	12	(2)	0
3月	7	(4)	0	(0)	0	(0)	5	(0)	0	0	11	(4)	0
合計	48	(32)	2	(2)	0	(0)	91	(0)	0	0	140	(34)	0

(3) 疾病別とさつ禁止・全部廃棄頭数

( ) 内は病畜搬入を示す

畜種 疾病名	牛		1歳未満の牛		馬		豚		めん羊	山羊	合計		とさつ 禁止
豚丹毒	-		-		-		11	(0)	-	-	10	(0)	0
牛伝染性 リンパ腫	22	(7)	0	(0)	-		-		-	-	22	(7)	0
高度の黄疸	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	0	-	3	(0)	0
高度の水腫	17	(17)	1	(1)	0	(0)	4	(0)	0	-	22	(18)	0
全身性筋変性	0	(0)	0	(0)	0	(0)	13	(0)	0	-	13	(0)	0
全身性腫瘍	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	0	-	3	(0)	0
尿毒症	4	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	-	4	(4)	0
膿毒症	0	(0)	1	(1)	0	(0)	5	(0)	0	-	6	(1)	0
敗血症	5	(4)	0	(0)	0	(0)	52	(0)	0	-	57	(4)	0
白血病	0	(0)	0	(0)	0	(0)	10	(0)	0	-	10	(0)	0
合計	48	(32)	2	(2)	0	(0)	91	(0)	0	-	140	(34)	0

(4) 疾病別一部廃棄状況

	病類 / 畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊
呼吸器系	肺炎	15	0	0	0	0
	肺膿瘍	9	0	0	3,704	1
	肺水腫	0	0	0	0	0
	肺気腫	1	0	0	0	0
	肺虫	0	0	0	0	0
	AP	0	0	0	205	0
	MPS	0	0	0	10,468	0
	胸膜肺炎	0	0	0	8,888	0
	胸膜膿瘍	0	0	0	0	0
	横隔膜炎	10	0	0	0	0
	横隔膜水腫	28	0	0	0	0
	横隔膜膿瘍	47	0	0	48	0
呼吸器系 合計		110	0	0	23,313	1
循環器系	心外膜炎	37	0	0	9,277	0
	心筋炎	3	0	0	2	0
	心冠部水腫	1	0	0	29	0
	リンパ節膿瘍	0	0	0	839	0
	循環器系 合計	41	0	0	10,147	0
泌尿・生殖器系	腎炎	40	2	0	840	5
	腎囊胞	1	0	0	1,770	0
	腎膿瘍	6	0	0	3	0
	腎結石	7	0	0	0	0
	腎周囲脂肪壊死	51	0	0	0	0
	腎臓腫瘍	0	0	0	0	0
	腎芽腫	0	0	0	0	0
	膀胱炎	5	0	0	2	0
	膀胱結石	1	0	0	0	0
	尿道炎	0	0	0	0	0
	妊娠子宮	11	0	0	12	0
	子宮炎	0	0	0	0	0
	子宮蓄膿	1	0	0	0	0
	産後子宮	1	0	0	0	0
ミイラ変性		0	0	0	0	0
泌尿・生殖器系 合計		124	2	0	2,627	5

	病類 / 畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊
消化管	胃炎	0	0	0	3,367	0
	第一胃炎	30	0	0	0	0
	第二胃炎	44	0	0	0	0
	第三胃炎	34	0	0	0	0
	第四胃炎	43	0	0	0	0
	胃周囲脂肪壊死	19	0	0	0	0
	第二胃膿瘍	1	0	0	0	0
	第三胃膿瘍	0	0	0	0	0
	大腸炎	46	0	1	9,859	0
	直腸炎	4	0	0	0	0
	小腸炎	64	0	0	8,523	1
	腸気腫	0	0	0	125	0
	腸間膜脂肪壊死	299	0	0	0	0
	直腸脂肪壊死	198	0	0	0	0
	直腸膿瘍	0	0	0	0	0
	腸仮骨形成	1	0	0	48	0
	ヘルニア	0	0	0	312	0
	腹膜炎	10	0	0	1,143	0
	腹膜膿瘍	4	0	0	489	0
消化管 合計		797	0	1	23,866	1
肝	肝炎	259	2	2	933	0
	肝包膜炎	36	0	0	4,898	0
	肝間質炎	0	0	0	9,988	0
	肝膿瘍	106	0	0	4	0
	肝富脈斑	155	0	0	0	0
	肝硬変	0	0	0	3	0
	退色肝	0	0	0	764	0
	鬱血肝	0	0	0	107	0
	鋸屑肝	82	0	0	0	0
	肝砂粒症	0	0	1	0	0
	胆管炎	12	0	0	0	0
	胆石症	3	0	0	0	0
	胆管結石	0	0	0	0	0
	肝斑状出血	307	0	1	0	0
	にくずく肝	0	0	0	0	0
	肝腫瘍	0	0	0	0	0
肝 合計		960	2	4	16,697	0

	病類 / 畜種	牛	とく	馬	豚	めん羊
運動器系・皮膚	骨折	7	1	0	149	0
	胸骨膿瘍	3	0	0	0	0
	脊椎膿瘍	1	0	0	125	0
	骨髄膿瘍	0	0	0	0	0
	関節炎	5	1	0	198	0
	関節膿瘍	3	0	0	156	0
	脱臼	2	0	0	0	0
	筋炎	5	0	0	25	0
	筋変性	0	0	0	87	0
	筋膿瘍	56	0	0	1,103	0
	筋水腫	62	0	1	185	0
	膠様浸潤	0	0	0	0	0
	脂肪水腫	0	0	0	0	0
	筋肉内血液浸潤	151	1	5	1,053	0
	皮下膿瘍	6	0	0	1,032	1
その他	メラノーマ 皮膚	0	0	0	8	0
	耳血腫	0	0	0	100	0
	運動器系・皮膚 合計	301	3	6	4,221	1
	抗酸菌症 下顎リンパ節	0	0	0	15	0
	腸間膜リンパ節	0	0	0	430	0
	メラノーマ リンパ節	0	0	0	0	0
	回虫症	0	0	0	246	0
乳房炎						
放線菌症						
その他 合計						

## 4 精密検査業務の概要

精密検査の内容は、全部廃棄に関する検査、有害物質の残留検査、と畜場の衛生管理、放射性物質スクリーニング検査などが中心であった。

### (1) 微生物学検査

搬入獣畜で生体検査、解体後検査時に敗血症や関節炎など細菌性疾病的疑いがあった 76 頭に対して、病原菌の分離、同定などの細菌培養検査を行った。同定結果を見ると、敗血症の豚においては *Streptococcus suis* などが検出された。

衛生的処理の確認検査として、枝肉等の拭き取りおよび剥ぎ取り検査を 124 頭に対して行った。詳細は、牛枝肉 60 頭、豚枝肉 60 頭、めん羊枝肉 4 頭を対象とし、一般生菌数、腸内細菌科菌群数、腸管出血性大腸菌 O157 について検査を行った。

### (2) 病理学検査

搬入獣畜で生体検査、解体後検査時に異常を認めた 44 頭に対して病理組織学的および血液学的検査を行った。検査結果の内訳は、腫瘍（リンパ腫）28 頭、炎症 12 頭、変性・その他 4 頭であった。

### (3) 理化学検査

搬入獣畜で生体検査、解体後検査時に尿毒症の疑いがあった 11 頭及び黄疸の疑いがあった 14 頭について血液生化学的検査を行った。尿毒症の疑いがあったもののうち 4 頭を、尿毒症で全部廃棄処分とした。また、黄疸の疑いがあったもののうち 3 頭を、高度の黄疸で全部廃棄処分とした。

病畜搬入獣畜のうち、解体後検査に合格した 83 頭に対して残留抗菌性物質の検査を行った。そのうち、7 頭で腎臓において基準値を超過する抗菌性物質の残留が認められた。なお、これらの腎臓は既に自主廃棄済みであった。筋肉では、抗菌性物質の残留は認められなかった。他は全て合格であった。

90 検体を食品衛生法に基づき収去し検査を行った。内訳は、牛肉 18 件、豚肉 72 件に対して、抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫用剤及び神経系用剤 30 品目について、一斉分析法を実施した。その結果は、豚において定量限界値以上、基準値未満のフロルフェニコールの残留が 1 件、定量限界値以上、基準値未満のリンコマイシンの残留が 1 件認められた。その他は全て定量限界値未満であった。

#### (4) TSE（伝達性海綿状脳症）スクリーニング検査

生体検査において、異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に後肢運動失調）、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等（事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）の行動異常又は神経症状を呈する牛はいなかった。また、削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するめん山羊もいなかった。

#### (5) 食肉（豚、馬、めん山羊）の放射性物質スクリーニング検査

食品衛生法の基準値を超える食肉の流通を未然に防ぎ、食の安全・安心を確保するために、食肉（豚、馬、めん山羊）の放射性物質スクリーニング検査を行った。

## 5 精密検査実施状況

### (1) 微生物学検査成績

疾病名	検査項目		検査頭数	検査件数	同定件数
	状属性	牛			
敗血症	心内膜炎	豚	35	139	35
	関節炎	豚	39	39	11
	合計		76	186	48

### (2) 病理学検査成績

#### ア 病理学検査

		腫瘍	炎症	変性・その他	抗酸菌症	合計
検査頭数	牛	23	3	4	-	30
	豚	5	8	0	0	13
	めん羊	0	1	0	-	1
	合計	28	12	4	0	44
検査 延件数	牛	253	18	21	-	292
	豚	79	41	0	0	120
	めん羊	0	3	0	-	3
	合計	332	62	21	0	415

腫瘍の内訳は全てリンパ腫

### (3) 理化学検査成績

#### ア 理化学検査

検査の種類	畜 種	検査頭数	検査延件数	全部廃棄頭数
尿毒症	牛	9	18	4
	1歳未満の牛	1	2	0
	馬	0	0	0
	豚	1	2	0
	めん羊	0	0	0
黄 痛	牛	7	14	0
	1歳未満の牛	0	0	0
	馬	0	0	0
	豚	7	14	3
	めん羊	0	0	0
合 計		25	50	7

検査項目は、BUN（血液中尿素窒素）、AUN（眼房水中尿素窒素）、Cre（クレアチニン）、T-Bil（総ビリルビン）及びGGT（ガンマグルタミルトランスペプチダーゼ）

#### イ 残留抗菌性物質検査

畜 種	項目	検査頭数	検査検体数	陽性検体数	
				筋肉	腎臓
牛		76	82	0	6
1歳未満の牛		7	8	0	1
馬		0	0	0	0
豚		0	0	0	0
めん羊		0	0	0	0
合 計		83	90	0	7

病畜搬入で、解体後検査に合格したものは全て検査を実施した。

ウ 収去検査

検査項目		牛	豚	合計
		筋肉	筋肉	
抗生物質	ベンジルペニシリン	18	66	84
	チアムリン	18	72	90
	リンコマイシン	18	72	90
合成抗菌剤	エンロフロキサシン	18	72	90
	シプロフロキサシン	0	72	72
	オキソリニック酸	18	72	90
	オルメトプリム	18	72	90
	サルファ剤	スルファジミジン	18	72
		スルファジメトキシン	18	72
		スルファドキシン	18	72
		スルファメトキサゾール	18	72
		スルファキノキサリン	18	72
		スルファメラジン	18	72
		スルファモノメトキシン	18	72
	ダノフロキサシン	18	0	18
	チアンフェニコール	18	72	90
	フロルフェニコール	18	72	90
	トリメトプリム	18	72	90
	ノルフロキサシン	0	72	72
	ピリメタミン	18	72	90
	ナリジクス酸	18	72	90
寄生虫用剤	チアベンダゾール	18	72	90
	5-ヒドロキシチアベンダゾール	18	72	90
	フェンベンダゾール	18	72	90
	フルベンダゾール	18	72	90
	2-アミノフルベンダゾール	18	72	90
	モランテル	18	72	90
神経系用剤	アザペロン	18	72	90
	アザペロール	18	72	90
	キシラジン	18	72	90
合計		504	2,082	2,586

(4) TSE(伝達性海綿状脳症)スクリーニング検査の実施状況

令和6年度において、管轄と畜場で処理された牛及びめん山羊は全て検査対象外だったため、エライザ法によるスクリーニング検査は実施していない。

(5) 食肉（豚、馬、めん山羊）の放射性物質スクリーニング検査

1,404 検体（豚 1,186 件、馬 167 件、めん羊 51 件、山羊 0 件）を検査したが、基準値である 100Bq/kg を超えたものはなかった。

### III 衛生指導業務の概要

## 1 と畜場の衛生管理体制の整備

### (1) 衛生監視指導

と畜場にHACCPに沿った衛生管理が義務化され、食肉衛生検査所は外部検証を実施することが制度化された。当所では外部検証実施計画を策定し、定期的に所管施設に立入り、施設の衛生管理が適切に行われているか検証、指導を行った。また、検証結果を活用して定期的に衛生対策打ち合わせを実施した。

### (2) 自主衛生管理の指導及び協力

管轄と畜場である徳島県食肉流通センターに対し自主衛生管理を目的とした枝肉の一般生菌及び大腸菌群のふきとり検査を指導・協力した。また、腸管出血性大腸菌O157に関しては外部検査機関によるふきとり検査を指導した。

#### ア 自主検査

	牛枝肉	豚枝肉	合計（検体数）
一般生菌	19	18	37
大腸菌群	19	18	37
合計（検体数）	38	36	74

#### イ 外部検査機関による検査

	牛枝肉	豚枝肉	牛肉	豚肉	合計（検体数）
O157	12	12	12	12	48

	豚肉
一般生菌数	12
大腸菌（定性）	12
黄色ブドウ球菌	12
サルモネラ属菌	12

※ 枝肉：枝肉ふきとり検体  
肉：枝肉ホモジナイス検体

### (3) 枝肉等の衛生検査

安全で衛生的な食肉を供給するために、牛・馬・豚・めん羊の枝肉について、一般生菌、腸内細菌科菌群及び腸管出血性大腸菌を定期的に検査し、と畜場の自主衛生管理システムを確認した。

検査対象 (枝肉)	菌種別検査頭数			
	一般生菌数	腸内細菌科菌群数	腸管出血性大腸菌	合計
牛	60	60	55	175
馬	0	0	-	0
豚	60	60	-	120
めん羊	4	4	-	8
合 計	124	124	55	303

### 2 情報還元（フィードバック）事業

安全で衛生的な食肉を生産する目的で、と畜検査結果を出荷者団体に対し文書で通知して情報の還元（フィードバック）に努めた。

### 3 実務研修、視察、見学等の受け入れ

各方面から実務研修、視察、見学等を受け入れている。令和6年度は獣医学生や医学生、看護学生の研修を受け入れた。

## IV 食鳥処理事業の概要

## 1 認定小規模食鳥処理場の概要

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律70号）第3条の規定により、平成26年7月に管轄内唯一の認定小規模食鳥処理場が許可されたが、令和2年9月以降、当該処理場は休止となっている。

## V 研修・会議等への参加状況

## 1 研修・会議等への参加状況

月日	研修・会議名	人数	開催地
6月10日～7月5日	令和6年度食肉衛生検査研修	1	埼玉県和光市
7月10日	第62回福島県獣医畜産技術総合研究発表会	3	福島県郡山市
7月10～11日	令和6年度全国食肉衛生検査所長会議 及び第60回全国食肉衛生検査所協議会全国大会	1	東京都港区
8月1日	令和6年度北海道・東北獣疫衛生担当者会議	1	宮城県仙台市
10月4日	令和6年度全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	1	神奈川県横浜市
10月24～25日	令和6年度全国食肉衛生検査所協議会第35回北海道・東北ブロック大会	1	宮城県仙台市
10月31日～11月1日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第81回病理研修会	1	神奈川県相模原市
1月23～24日	令和6年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	2	東京都中央区

## 2 調査研究発表状況

月日	学会名
	発表演題及び発表者
7月10日	第62回福島県獣医畜産技術総合研究発表会
	○ 所管と畜場の衛生管理に係る指導とその結果について 浅野 博久
10月24～25日	令和6年度全国食肉衛生検査所協議会第35回北海道・東北ブロック大会
	○ 除タンパクフィルターを利用した動物用医薬品の迅速分析法 青柳 美奈子

## 1 1 所管と畜場の衛生管理に係る指導とその結果について

郡山市食肉衛生検査所

○浅野博久

令和2年5月28日付け、生食発0528第1号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証について」に基づき、所管と畜場においてソフト・ハード両面に対し衛生指導を行っている。

その経過内容は、令和2年7月から同通知内で定める枝肉剥ぎ取り法を開始し、令和3年2月から外部検証、令和5年10月から枝肉剥ぎ取り検査結果を用いた指導を行った。

外部検証を開始した令和3年2月から令和6年3月末までに、ソフト面においては「掃除不足」、「手指洗浄消毒不足」、「機械器具洗浄不足」など、ハード面においても「機械器具の故障」、「床、壁などの破損」など豚枝肉処理および牛枝肉処理で多数の不備がみられたが、指導を繰り返すことにより徐々に改善や修繕がみられた。

今回、ソフト面の改善結果と豚枝肉剥ぎ取り検査結果において相関関係がみられ、指導の継続に一定の効果が認められたので報告する。

## (5) 除タンパクフィルターを利用した動物用医薬品の迅速分析法

郡山市食肉衛生検査所 ○青柳美奈子、伊名田健二、齊藤浩二  
大越憲幸、宮崎雅人

### はじめに

当所では全部廃棄とならなかった病畜（牛）に対し、残留抗菌剤スクリーニング検査としてプレミテスト（DSM Premi Test B.V. 製/アズマックス（株）輸入・販売）を実施し、プレミテスト陽性時には当所で検出可能な薬剤（32 物質）について LC/MS/MS による定量試験を行っている。当所の LC/MS/MS 分析は令和 5 年度当初、合成抗菌剤（計 25 薬剤）と TC 系・PC 系等（計 7 薬剤）で抽出に係る前処理や機器分析用の移動相が異なっていた。そのため 1 日 1 系統の検査が限界で、仮に 2 系統の分析を行う場合最大 3 日程度を要し、保留期間が長期化する問題が生じる。さらに当所現行の試験項目にはモネンシン等の抗菌性飼料添加物は入っておらず、試験項目の拡充も課題となっていた。

今回、これまで検査対象にしてきた 32 物質に、動物医薬品検査所が公表している各種抗生素・合成抗菌剤・駆虫剤・抗原虫剤の販売高および販売量を参考にアモキシシリノン、タイロシン、チアムリン、チルミコシン、フェンベンダゾール、リンコマイシン、クエン酸モランテル、さらに抗菌性飼料添加物ラサロシド、モネンシンの 9 物質を加えた計 41 物質について、抽出前処理操作の検討と LC/MS/MS に係る分析条件の見直しを行ったところ良好な結果が得られたので報告する。

### 材料および方法

1. 試料 あらかじめ動物用医薬品が検出されないことを確認した牛の筋肉

2. 試薬等 超純水、アセトニトリル、メタノールおよびギ酸：LC/MS 用、n-ヘキサンおよびジメチルホルムアミド：HPLC 用、その他：Captiva ND Lipids（アジレント・テクノロジー（株）製）

3. 標準溶液 各標準品を力価 10.0mg になるよう正確に秤量しメタノールまたはジメチルホルムアミドに溶解、1,000ppm になるよう調製したものを標準原液とした。さらにこれらを混合し、アセトニトリル：水（8:2）で添加回収試験用標準溶液を作製した。

4. 装置および分析条件 表 1 のとおり。

表1.装置および分析条件

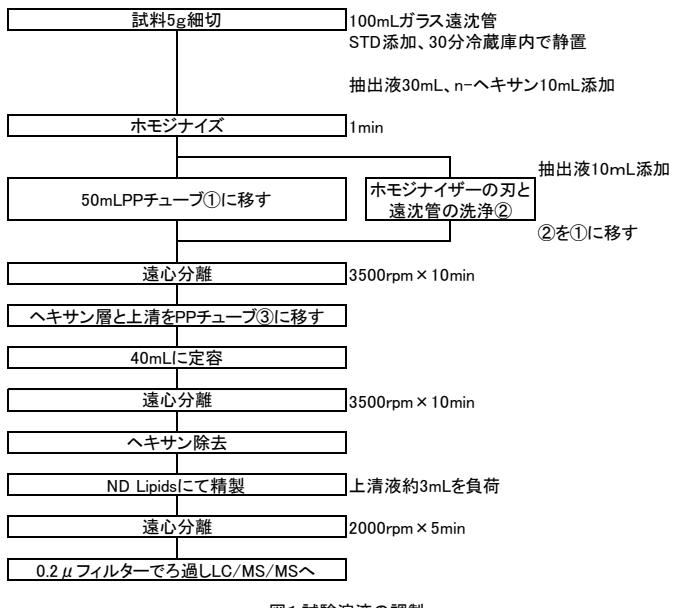
LC部	Waters社製 ACQUITY Premier	
MS部	Waters社製 Xevo TQ-S micro	
カラム	Waters社製 ACQUITY PREMIER HSS 1.8 $\mu$ 2.1×100mm	
カラム温度	40°C	
サンプル温度	15°C	
注入量	5 $\mu$ L	
流速	0.4mL/min	
移動相	A液	0.1%ギ酸水
	B液	0.1%ギ酸含有メタノール
グラジェント条件	Time(min)	A液(%) B液(%)
	1~3	99 1
	3~20	1 99
	30	1 99
	30.1	99 1
	35	99 1

## 5. 試験溶液の調製

図1に示す。筋肉を5gに秤量し、混合標準溶液を0.01ppmとなるよう添加した。抽出にはサンプル前処理用フィルターとして、タンパク質、リン脂質、脂肪除去効果があるCaptiva ND Lipidsを用い、精製した。

## 6. 抽出溶媒の検討

抽出溶媒はアセトニトリル80mL:ギ酸1mLを基本として、水を5、7、10、12mLそれぞれ加えたものについて動物用医薬品混合標準溶液を用い、0.01ppmとなるよう試料に加えて添加回収試験を行い、最適な水の添加量を検討した。



## 成績

分析条件について移動相Bに0.1%ギ酸含有アセトニトリルを使用した場合、ラサロシドは測定不能であった。一方0.1%ギ酸含有メタノールでは41成分すべて測定可能となった。

抽出溶媒を検討した結果、添加する水の量を10mLとすることで全ての物質の真度が70～120%を示し、最良の結果となった。平成22年度厚生労働省通知「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインの一部改正について」に従い併行精度、室内精度を評価した結果、低濃度のみの評価とはなるが、マトリックス検量線を使用した場合、全ての物質で真度、精度ともに目標値を満たした（表2）。

また、アモキシシリン、チルミコシン、クエン酸モランテルにおいては2峰性を示すなどピーク形状が不良であったが、定量性に問題はなく、今回検討したすべての物質について妨害ピーク等も認められなかった。

## 考察及びまとめ

本調査では、当所で以前から課題となっていた動物用医薬品検出に係るLC/MS/MSの移動相の統一が図れた。さらにこれまでの試験項目に販売量の多い物質や抗菌性飼料添加物を加えたことで、より当所の実情に即した検査が可能となった。検査対象としたTC系、PC系、セフェム系、合成抗菌剤、抗菌性飼料添加物等が前処理及び機器設定で約3時間、定量まででも6時間程度で実施可能となったため、プレミテストの陽性判定後に必要な検査を迅速に行えるようになった。抽出工程に時間を要する減圧乾固操作を含む場合や、動物用医薬品の系統別に検出操作を行う機関も多いと思慮される中、上記の動物用医薬品が一

齊に分析可能であり、かつ妥当性を確認できた本検査法は、迅速検査法として有用であると考える。

今回の検討では一律基準値での残留検出を念頭に置き、低濃度 (0.01ppm) での添加回収試験を行った。今後は高濃度での添加回収試験を実施するとともに、ピーク形状が不良であった一部の動物用医薬品について、カラムの変更等、分析条件の検討継続を予定している。また検査項目についても農政サイドに確認するなどして可能な限り使用実態に近い検査ができるよう努めていきたい。

表2.妥当性評価

物質名	m/z			真度(%)		精度 (RSD%)	
	親イオン	定量用	定性用	検量線			
				絶体	マトリックス	併行	室内
1 2-Aminofulubendazole	255.9	94.9	122.9	95.5	93.4	9.65	5.84
2 Amoxicillin	365.9	113.8	349	67.3	72.9	3.35	3.08
3 Ampicillin	350.0	105.9	160	83.4	83.5	4.57	7.45
4 Azaperol	330.1	121	149	109.1	99.5	5.72	13.29
5 Azaperone	328.1	122.9	165.0	105.5	99.6	8.46	8.85
6 Benzylpenicillin	*333.1	74	192	69.3	84.4	5.70	7.00
7 Cephazolin	455.0	156	323	75.9	75.1	12.14	13.58
8 Chlortetracycline	479.1	154	444.1	51.1	72.4	6.91	11.97
9 Ciprofloxacin	332.1	245.1	288.1	88.3	84.2	4.72	9.39
10 Danofloxacin	358.1	82	340.1	89.6	93.7	5.58	7.62
11 Doxycycline	445.1	97.9	154	54.1	81.8	10.45	12.33
12 Enrofloxacin	360.2	316.2	342.1	96.8	96.5	4.45	8.06
13 Fenbendazole	300.0	159	268	81.5	93.1	3.84	6.58
14 Florfenicol	*355.96	185	336	85.1	99.1	11.09	15.70
15 Flubendazole	314.1	122.9	282	88.8	96.4	3.51	7.24
16 Lincomycin	407.0	126	359	103.4	92.3	6.60	9.36
17 Lasalocid	591.0	337	(親608) 237	99.3	94.9	7.30	11.38
18 Monencin	693.4	461	675	92.0	90.1	8.58	11.64
19 Morantel	221.1	111	123	101.0	96.3	3.59	7.88
20 Naldixic Acid	233.1	186.94	215	101.0	97.1	5.03	7.70
21 Norfloxacin	320.0	233	302	102.9	99.5	7.98	12.57
22 ThiabendazoleM	218.15	147	191	90.8	84.2	10.13	17.41
23 Ormetoprim	275.13	122.9	259.1	104.1	101.7	4.85	7.79
24 Oxolinica Acid	262.07	159.9	244.0	98.6	95.3	4.86	7.57
25 Oxytetracycline	461.14	426.1	443.3	78.9	77.2	6.47	6.78
26 Pyrimethamine	249.09	176.9	233.0	101.4	97.9	4.65	7.68
27 Sulfadimethoxine	311.1	92	156	101.2	99.4	4.59	8.23
28 Sulfadimidine	279.1	64.7	92	107.0	101.0	5.59	7.99
29 Sulfadoxine	311.2	92	156	101.0	96.5	4.44	7.38
30 Sulfamerazine	265.07	64.7	91.8	95.8	91.3	5.37	10.35
31 Sulfamethoxazole	254.03	91.8	155.9	77.8	94.2	5.12	8.14
32 Sulfamonomethoxine	281.06	91.8	155.9	102.5	100.5	5.29	8.86
33 Sulfaquinoxaline	301.05	91.8	155.9	99.8	96.1	3.78	7.02
34 Tetracycline	445.14	154.1	410.1	56.8	77.4	2.53	8.97
35 Thiabendazole	202.09	130.9	175	101.0	96.9	6.32	8.55
36 Thianphnicol	*354	79	185	80.8	79.4	5.71	13.49
37 Tiamulin	494.2	119	192.1	106.9	101.6	5.02	7.58
38 Tilmicosin	435.5	88	(親869.5) 174	119.3	105.1	6.99	8.18
39 Trimethoprim	291.12	122.9	230	102.2	98.6	7.21	8.68
40 Tylosin	917	101	174	93.6	98.1	3.33	8.83
41 Xylazine	221.15	89.8	164	99.2	97.5	3.30	6.91

## 参考文献

- [1] “各種抗生物質・合成抗菌剤・駆虫剤・抗原虫剤の販売高と販売量”, 令和4年動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品販売高年報, 2022, 動物医薬品検査所

## 令和6年度事業概要

編集発行 郡山市食肉衛生検査所

〒963-8071

福島県郡山市富久山町久保田字古坦95-2

TEL: 024-943-5022

FAX: 024-943-3737

E-mail:shokuniku@city.koriyama.lg.jp

<http://www.city.koriyama.lg.jp/>